

第3章 環境指標の把握と評価

第3節 騒音・振動



環境ポスターコンクール SDGs賞 前谷小学校 村山 葵海 さん



環境ポスターコンクール 三郷市教育長賞 幸房小学校 丸山 颯大 さん

第 3 節 騒 音 ・ 振 動

1 環境基準等

(1) 環境基準値

○一般地域の環境基準

地域の区分／時間の区分		昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
A A 地域	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域	50dB以下	40dB以下
A 地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B 地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C 地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60dB以下	50dB以下

○道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域	65dB以下	60dB以下
C地域のうち車線を有する地域		

○幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準

区分	昼間	夜間
屋外	70dB以下	65dB以下
窓を閉めた室内	45dB以下	40dB以下

- ＊ 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市道等をいう。
 ＊ 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

＊ 環境基準の評価について

平成10年9月30日付環境庁告示第64号「騒音に係る環境基準について」により、環境基準の評価方法が、点的評価から面的評価に変わった。

(2) 自動車騒音の要請限度

地域の区分 / 時間の区分		昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～6:00）
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

＊ 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、表の規程にかかわらず昼間においては 75dB、夜間においては 70dB とする。

＊ 備考 a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

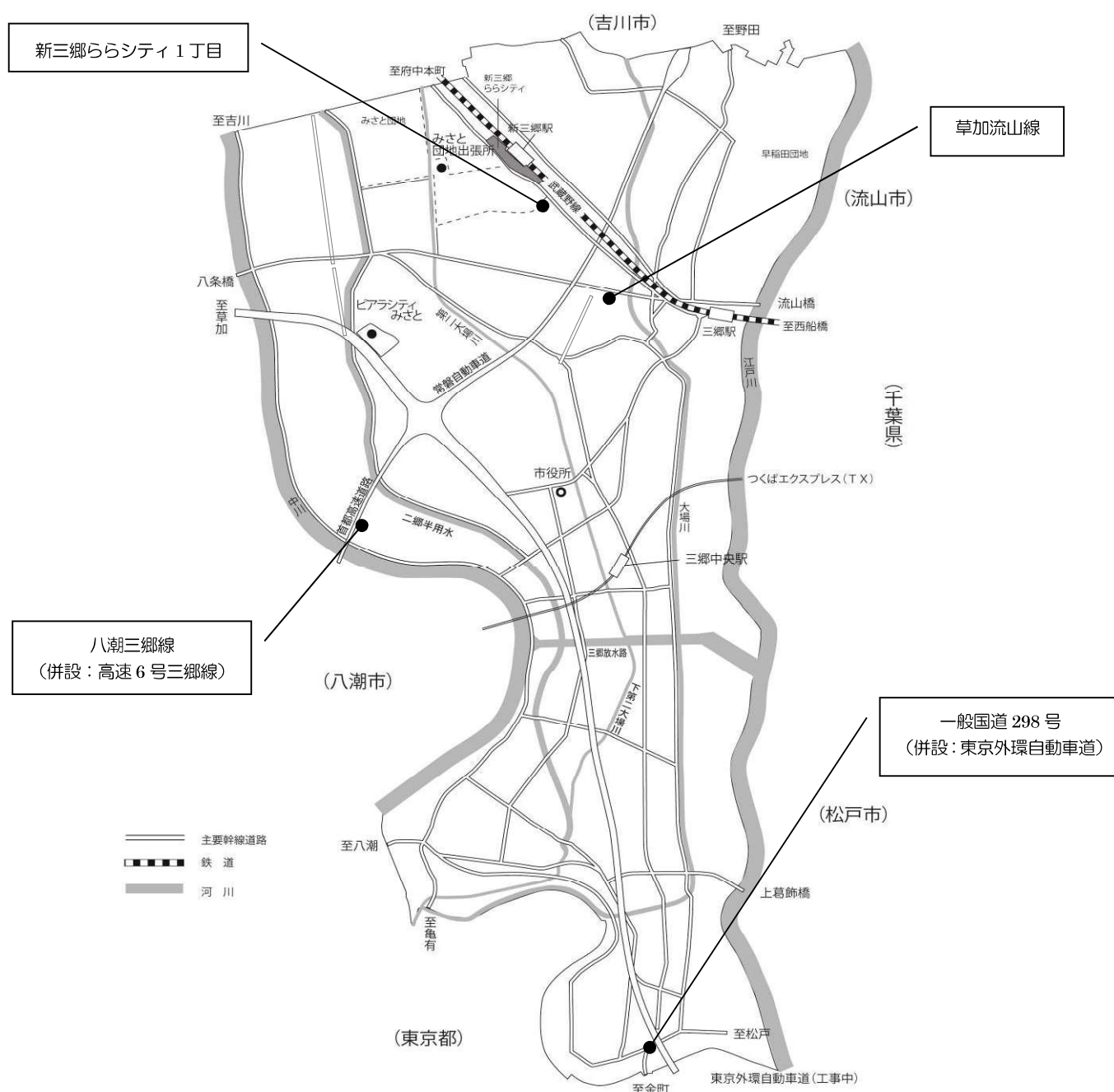
c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(3) 道路交通振動の要請限度

地域の区分 / 時間の区分		昼間（8:00～19:00）	夜間（19:00～8:00）
1種	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	65dB	60dB
2種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70dB	65dB

(4) 測定調査地点等

測定地点	発生源の種類	測定項目
一般国道 298 号（併設：東京外環自動車道） （高州 2 丁目 242 地先） 草加流山線（仁蔵 297 地先） 八潮三郷線（併設：高速 6 号三郷線） （彦江 1 丁目 248 地先）	自動車	騒音・振動
新三郷ららシティ 1 丁目	鉄道	騒音・振動



2 交通騒音・振動調査

(1) 自動車騒音・振動（測定結果と評価）

騒音（等価騒音レベル：Leq）については、一部区間で要請限度を上回る結果となった。
振動については、測定したすべての道路が道路交通振動の要請限度を下回る値であった。
自動車騒音・振動は交通量、通過速度及び路面状態等で異なるため、今後も監視する。

道路の24時間測定年間値〔単位：dB〕（表30）

地点/項目	騒音		振動	
	昼間	夜間	昼間	夜間
	(6:00~22:00)	(22:00~6:00)	(8:00~19:00)	(19:00~8:00)
一般国道298号 (併設:東京外環自動車道)	56	54	41	39
草加流山線	66	67	41	37
八潮三郷線 (併設:高速6号三郷線)	73	72	49	46

(2) 鉄道騒音・振動（JR 武蔵野線の測定結果と評価）

鉄道騒音・振動は、車両構造、車両数、速度及び軌道の状態等により異なるため、今後も監視し、東京・埼玉の武蔵野線沿線自治体で組織された「武蔵野線公害対策連絡協議会」と協力し要望・要請活動を行っていく。

武蔵野線騒音・振動測定結果〔単位：dB〕（表31）

項目	騒音		振動			
	客車	貨車	客車上り	客車下り	貨車上り	貨車下り
R4	62	53	52	59	50	49

測定場所：新三郷ららシティ1丁目、測定地点：軌道敷から12.5m

第3章 環境指標の把握と評価

第4節 地盤沈下



環境ポスターコンクール 三郷市環境保全協力会賞 瑞木小学校 加賀谷 菊詠 さん

第 4 節 地 盤 沈 下

1 地盤沈下調査

(1) 地盤沈下変動量

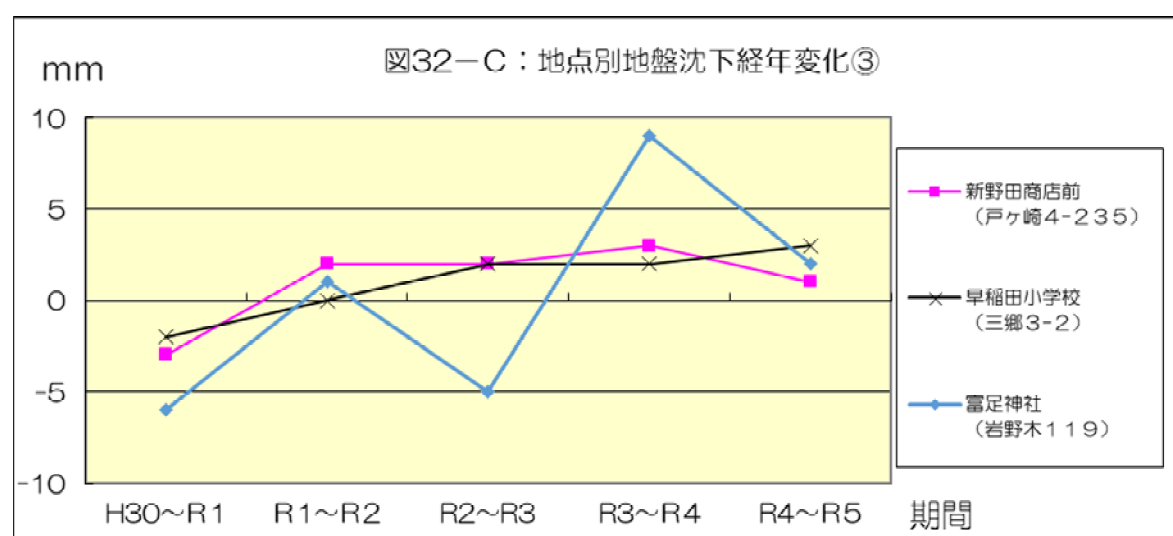
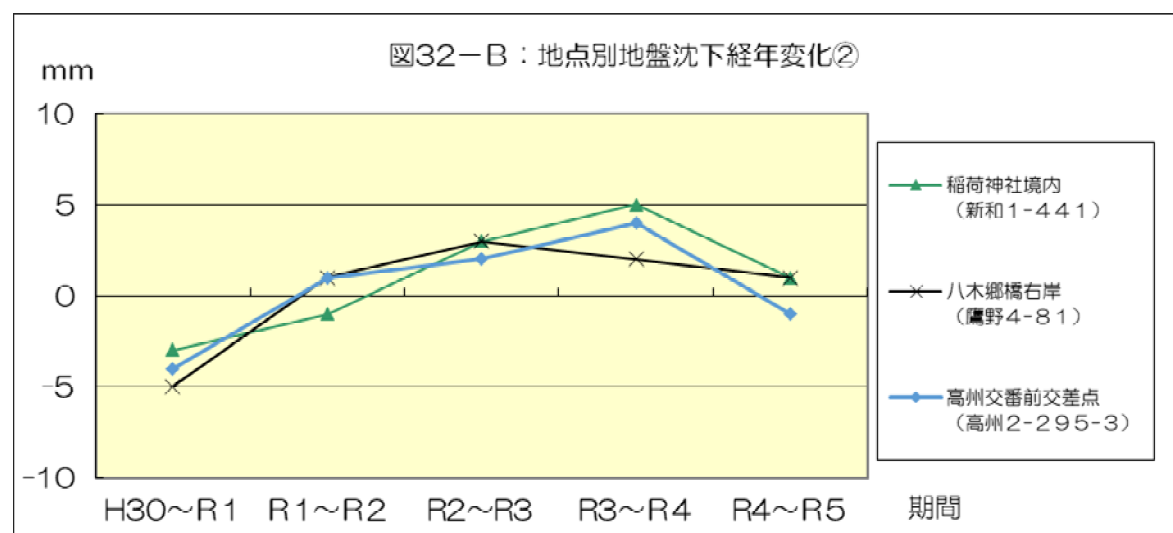
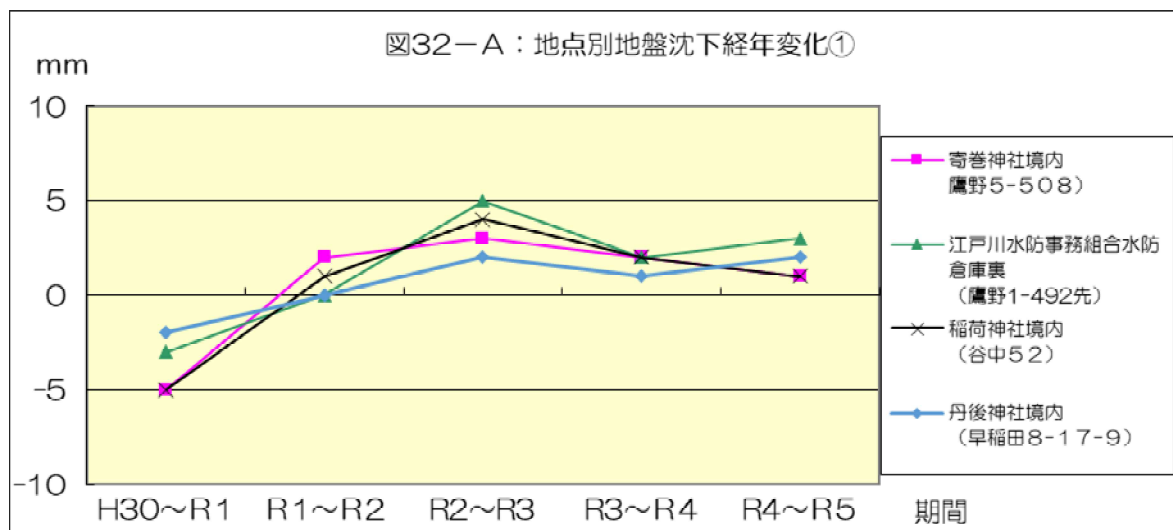
三郷市の地盤沈下に係る調査は、埼玉県が市内 10ヶ所の地点で測量調査を行なっている。
その調査結果は表 32 及び図 32-A・B・Cのとおりである。

地盤沈下変動量 [単位：mm] (表 32)

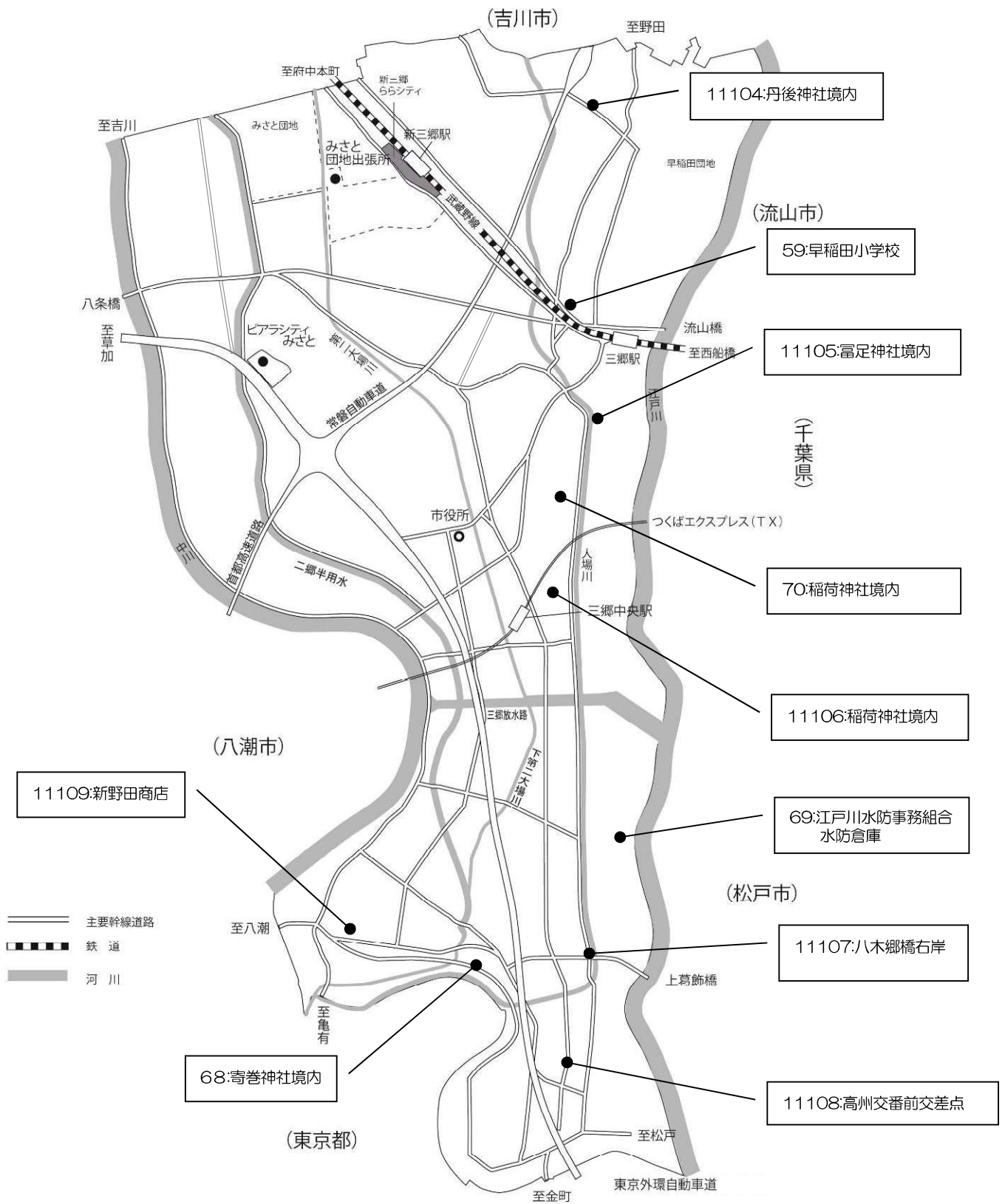
(埼玉県地盤沈下調査報告書)

基準番号	目標・所在地	調査開始	調査開始 時の真高	R2 ~R3	R3 ~R4	R4 ~R5	過去 5 年間 の変動量	調査開始か らの変動量	R4.1.1 の真高(m)
68	寄巻神社境内 (鷹野 5-508)	S36.2.1	2,750	+3	+2	+1	+3	-971.6	1.7558
69	江戸川水防事務組合 水防倉庫 (鷹野 1-492 地先)	S36.2.1	2,041	+5	+2	+3	+7	-902.7	1.6546
70	稻荷神社境内 (谷中 52)	S36.2.1	2,360	+4	+2	+1	+3	-998.1	1.3377
11104	丹後神社境内 (早稲田 8-17-9)	S36.2.1	2,672	+2	+1	+2	+3	-123.5	2.5244
11106	稻荷神社境内 (新和 1-441)	S36.2.1	2,980	+3	+5	+1	+4	-1021.3	1.9352
11107	八木郷橋右岸 (鷹野 4-81)	S36.2.1	2,371	+3	+2	+1	+2	-778.7	1.5687
11108	高州交番前交差点 (高州 2-295-3)	S36.2.1	3,295	+2	+4	-1	+2	-425.7	2.6072
11109	新野田商店前 (戸ヶ崎 4-235)	S36.2.1	2,645	+2	+3	+1	+5	-798	1.8251
59	早稲田小学校 (三郷 3-2)	S58.1.1	2,380	+2	+2	+3	+5	-37.1	2.3186
11105	富足神社境内 (岩野木 119)	S36.2.1	3,295	-5	+9	+2	+1	-219.7	3.0341

※ 過去5年間の変動量は、それぞれ各年度の変動量について、小数点以下も含めた実数を合計した後、
各年度については再度小数点第1位で四捨五入しているため誤差が生じている箇所もある。



(2) 地盤沈下測定地点図



(3) 地下水揚水量

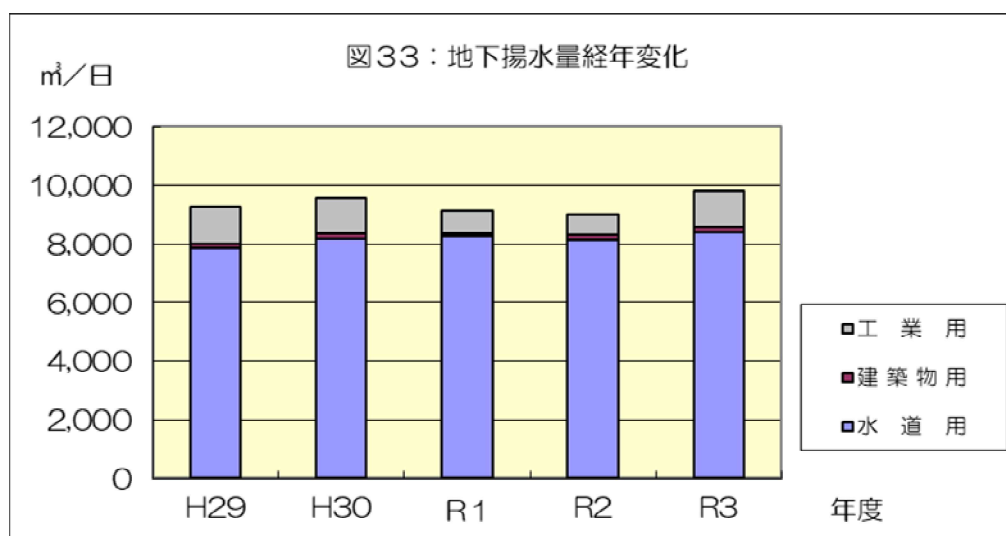
地下水揚水量は、表 33 及び図 33 のとおりである。

水道用 8,410 m^3 / 日、工業用 1,238 m^3 / 日、建築物用 165 m^3 / 日で、計9,813 m^3 / 日である。

※埼玉県の R4 年度分のデータ提供がなくなったため、R3年度のデータを掲載。

地下水揚水量経年変化（表 33）[単位： m^3 / 日]

項目・年度	H29	H30	R1	R2	R3
水道用	7,857	8,184	8255	8122	8410
建築物用	160	159	120	168	165
工業用	1,270	1,220	756	732	1238
計	9,287	9,563	9131	9022	9813



第3章 環境指標の把握と評価

第5節 苦情処理状況



環境ポスターコンクール NEXCO東日本賞 前谷小学校 湯浅 らいと さん

第 5 節 苦 情 処 理 状 況

苦情処理の概要

苦情処理件数は、年間で 271 件あり、このうち、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）についての苦情が 75 件、その他が 196 件である。

大気汚染苦情については、野外焼却に係る苦情が大半を占めている。

騒音と振動等、複合型公害の苦情が増加傾向にあり、騒音や振動を発生する施設や作業を行う事業者の近隣住民への十分な配慮が求められている。

その他の苦情とは、典型 7 公害以外の公害に係る苦情や軽微な苦情・相談を計上している。

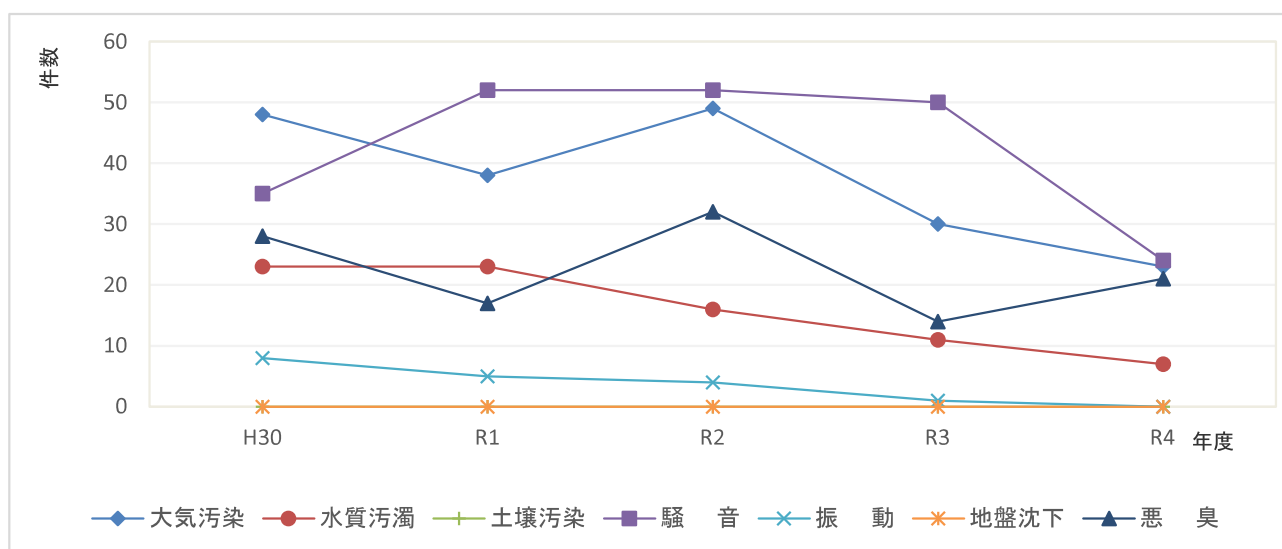
年度別苦情・相談処理件数〔単位：件〕（表 34）

項目/年度	R2	R3	R4
大気汚染	49	30	23
水質汚濁	16	11	7
土壌汚染	0	0	0
騒 音	52	50	24
振 動	4	1	0
地盤沈下	0	0	0
悪 臭	32	14	21
そ の 他	320	257	196
合 計	473	363	271



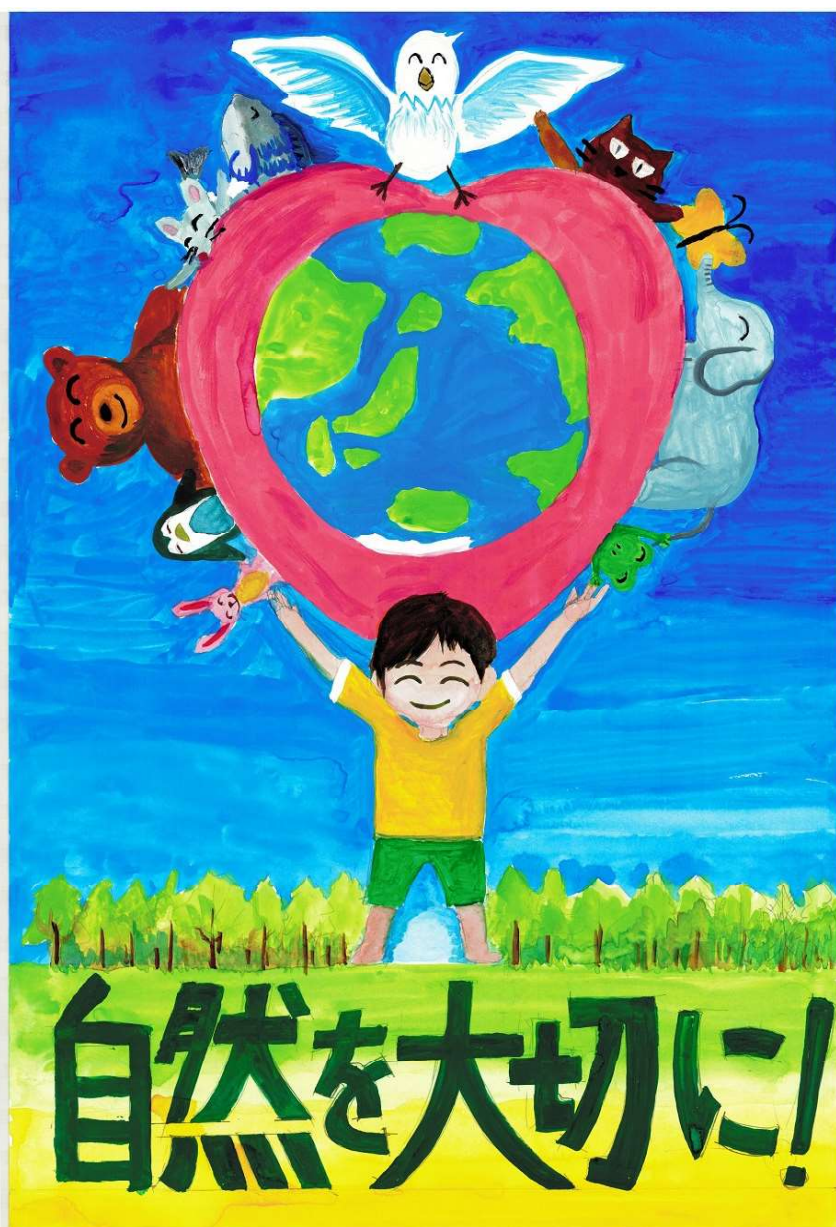
野外焼却の現場の様子

図 34：典型 7 公害苦情相談件数 推移



第3章 環境指標の把握と評価

第6節 ダイオキシン類



環境ポスターコンクール 三郷中央ロータリークラブ賞 早稲田小学校 太田垣 結 さん

第 6 節 ダイオキシン類

1 環境基準等

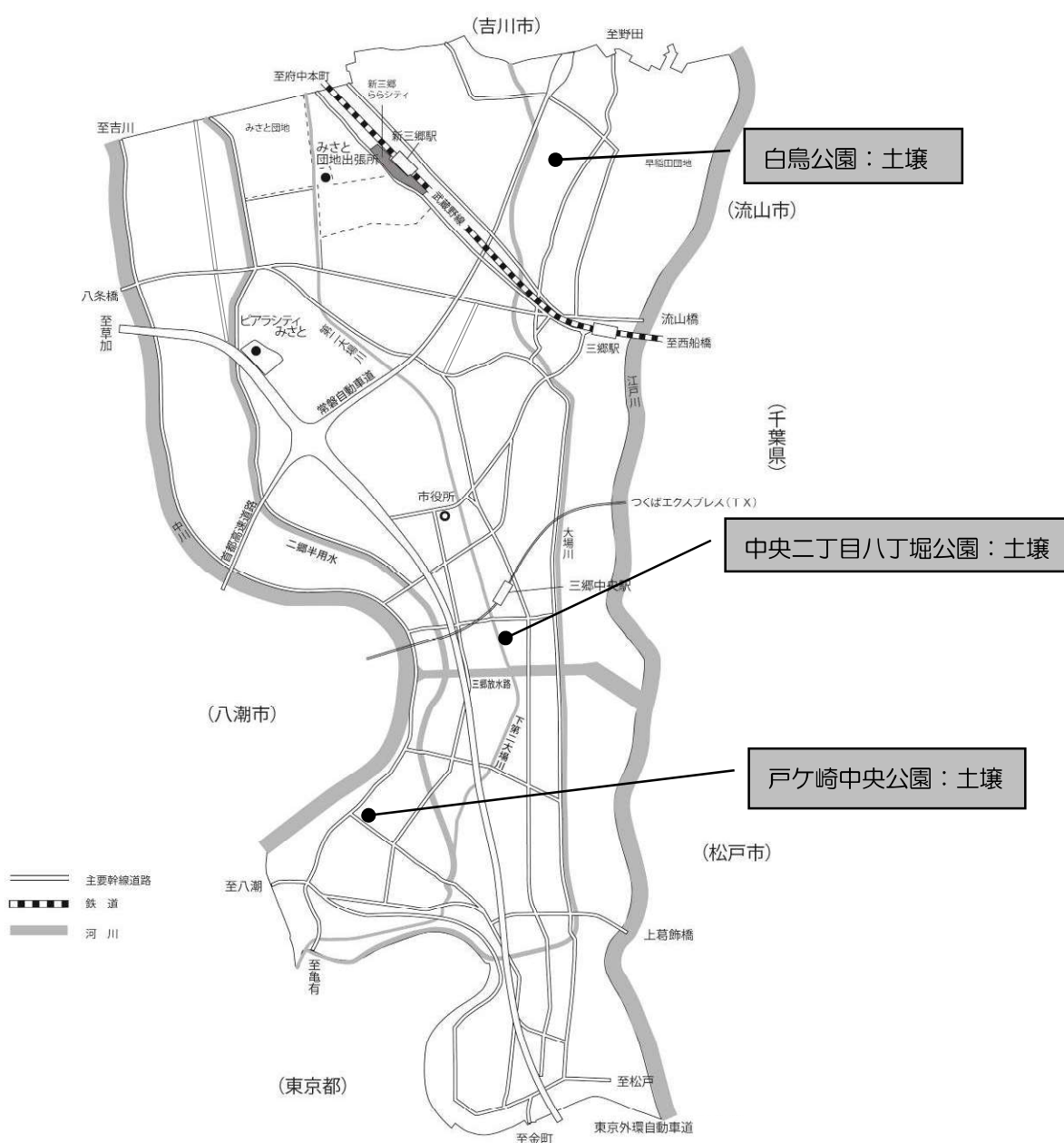
(1) 環境基準値

ダイオキシン類については、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています。

環境項目	環境基準値
土壌 (pg-TEQ/g)	1,000 以下
耐容 1 日摂取量 (pg-TEQ/体重 kg/日)	*4

注：pg（ピコグラム）＝1兆分の1

(2) ダイオキシン類測定地点図（令和4年度）



2 ダイオキシン類の調査

(1) 土壌の測定結果と評価

土壌中のダイオキシン類調査を3地点で行った。(ダイオキシン類測定地点図参照)

3地点における測定値は、0.83～4.1pg-TEQ/gで、いずれも環境基準値である1,000pg-TEQ/gを大幅に下回っており、すべての地点で環境基準を達成している。(表38参照)

※令和3年度より土壌の測定のみ実施しております。

ダイオキシン類(土壌)測定結果[単位:pg-TEQ/g(ピコグラム)](表38)

地点/年	R2	地点/年	R3	地点/年	R4
谷口北児童公園	0.049	におどり公園	10	白鳥公園	0.83
戸ヶ崎みなみ公園	0.12	ピアラシティ中央公園	6.6	中央二丁目八丁堀公園	2.3
さつき平なかよし公園	26	鷹野一丁目公園	1.0	戸ヶ崎中央公園	4.1



分析機関での分析の様子